

平成26年第11回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成26年10月1日(火曜日)午後3時
- 2 場 所 ドリームシアター岐阜 3階 研修室2
- 3 出席委員 後藤委員長、小野木委員、中島委員、足立委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
若山事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長、川治学校教育審議監兼学校指導課長、安江教育施設課主幹（課長代理）、豊吉岐阜東幼稚園長、小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、杉山青少年教育課長、影山中央青少年会館長、菅沼市民体育課長、山内学校指導課教育研究所副主査、真野教育政策課主任
- 5 職務のために出席した事務局の職員
久保田教育政策課主幹、長谷川教育政策課政策係長、波賀野教育政策課主任主事、森教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 諸般の報告
 - (1) 平成26年第4回岐阜市議会定例会について(教育政策課)
 - (2) 新図書館の開館に伴う現本館のサービス停止について(図書館)
 - (3) 歴史博物館 特別展「岐阜が生んだ 原三溪と日本美術 一守り、支え、伝える」(歴史博物館)
 - (4) 平成26年度生徒指導上の問題行動(1学期及び夏休み分)に関する報告について(学校指導課)
 - ※ (5) 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について(学校指導課)
- 第5 議事
 - (1) 第53号議案 岐阜市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について(教育政策課)

- (2) 第54号議案 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置規則を廃止する規則の制定について(学校保健課)
- (3) 第55号議案 岐阜市立小学校及び中学校通学区域の変更に係る諮問について(学校指導課)
- ※(4) 第56号議案 第63回岐阜市教育委員会表彰の被表彰者の決定について(教育政策課)
- ※(5) 報第23号 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(教育政策課ほか7課)
- ※(6) 第57号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について(歴史博物館)
- ※(7) 報第24号 岐阜市学校運営協議会委員の任免について(学校指導課)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午後3時開会開議

○後藤委員長 定刻になりましたので、只今より平成26年第11回教育委員会定例会を開会します。本日は、矢島委員が所用のため欠席ですが、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めてまいりたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

傍聴希望者はいらっしゃらないということです。お手元にございます議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告が5件、議事のうち議案が5件、承認を要する報告が2件となっています。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 では、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

○中本教育政策課長 お手元の資料をご覧ください。9月25日に閉会いたしました平成26年第4回岐阜市議会定例会の一般質問のうち、市長、教育長及び事務局長答弁についてまとめ

ております。1ページ目の「質問者一覧」をご覧ください。22人の議員から100件の質問を受けました。そのうち15人から教育に関する質問を19件、うち学校教育に関する質問を7人から7件で4割弱、社会教育に関する質問を11人から12件で6割強受けました。その下の表には、質問内容についてまとめております。

1番の若山議員、3番の竹市議員、4番の西川議員、12番の堀田議員からFC岐阜の支援に関する質問をいただいております。いずれも答弁者は市長です。内容につきましては、クラブハウス建設に関する質問が主で、応援していきたいという趣旨の内容でした。堀田議員からは、FC岐阜だけでなく様々なスポーツについても応援していくようにといった要望がなされました。

4ページをご覧ください。2番の小堀議員からは、消費者教育の推進についての質問を受けました。記載にありますように、子どものための消費者教育として「人はなぜ騙されるか」をテーマに、マジシャンのナポレオンズを招いて9月29日から1週間にわたって、12校で公演いただく予定であると答弁を行いました。

また、大学や企業との連携を図りながら子ども達の消費者教育を充実させてほしいといった要望がありました。

7ページをご覧ください。5番の石井議員から、現在統合に向けて準備を進めている徹明・木之本小学校に関連して、今後の小学校の統廃合についての質問がありました。白山・梅林小学校の統合を見据え、現在の状況、今後の展開、教育長の見解等といった質問と、今後の統合についての要望がありました。9ページに「なお、来年4月以降は、新しい教育委員会制度がスタートし、市長が開催する総合教育会議での協議を経て、教育委員の合議による決定となる」との記載があります。次回の白山・梅林小学校の統合の際には、市長を交えた総合教育会議で議論されていくであろうとの答弁を教育長が行いました。

次に13ページをご覧ください。1番の柳原議員から小1プロブレム対策についてのご質問です。平成22年3月に、当時の安藤教育長と以前教育委員会の事務局長であった箕浦福祉部長に小1プロブレムの対応について質問されました。福祉部は保育所、保育園を所管し、教育委員会は幼稚園を所管しており、国では厚生労働省が保育所について保育所保育指針に細かな規定をし、文科省は幼稚園教育要領において幼児教育について規定をしています。保育所・保育園と幼稚園の所管が異なりバラバラになっているため、統一してはどうかという内容でした。それがなかなか進まない状況を踏まえて、今回改めて質問がありました。来年4月から子育て新支援制度が動き出しますので、それに向けて教育委員会としてどのように幼児教育を進めていくのか、小1プロブレムに対してどのように対応していくのかといった趣旨の質問でした。それに対しまして、13ページの中ほどにありますように、「今後は、教育委員会がリーダーシップをとり、公立・私立の保育所・幼稚園・小学校のそれぞれの担当者が、『就学前の教育プログラム』を作成したい」といった内容で事務局長が答弁をしております。2年ほど前から、幼保小連携事業として予算を組み、全小学校で校区内の幼稚園・保育所・小学校の園長、所長、校長が集まって、月1回幼保小連携協議会を行っており

ます。小学校入学1年前の5歳児の保護者を対象に、小学校へ進学する際の心構えや取り組みなどについて情報を提供し、家庭教育を充実させていくといった内容で答弁いたしました。以上です。

○後藤委員長 議会での質問及び答弁につきましてご説明いただきましたが、ご質問、ご意見等ありませんか。

○小野木委員 3ページに岐阜市の学力レベルについて記載されております。その中の学力・学習状況調査についてですが、中学生への質問の中で、「物事を最後までやりとげて、うれしかったことがありますか」「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦しますか」「将来の夢や目標をもっていますか」などの項目で、岐阜市は下位に位置しているというのは驚きであり、非常に残念なことです。これは、部活動と関係しているのではないのでしょうか。中学校の部活動が残念ながらいい加減なものになっている気がします。今の中学生は、塾に通っていることなどもあり、部活動等において真剣にぶつかることが少ないため、この部分に影響しているのではないかと思います。

○中本教育政策課長 諸般の報告で、学校指導課から学力・学習状況調査の結果について詳細を報告いたします。

○早川教育長 大垣共立銀行グループの共立総合研究所が出したデータにもあったと思いますが、その中でも岐阜県は同様の項目で下位に位置していました。岐阜市も同じような状況になっており、この項目が低いというのは大問題であると思います。

○小野木委員 社会に出たら、当然壁はあるわけですから。それを乗り越えるエネルギーがなくてはならないのに、残念ながらそのエネルギーが足りない子ども達になっていきますね。

○早川教育長 例えば、我々としては運動会や体育祭に向けて、みんなで心をひとつにして応援をし、苦しいけれど頑張ったという経験をさせ、キャリア教育で将来どのような職業に就きたいかということをお教えたのですが、結果はこのようになっています。小野木委員のご指摘のとおり部活動の問題もあるでしょうし、今後いろいろ検討していかなくてはいけない大きな問題であると思います。後ほどの報告の際にもご指摘いただければと思います。

○後藤委員長 これはどの項目においてもこのような結果ですか。

○川治学校審議監兼学校指導課長 項目によって様々ですが、後ほど詳しくご説明申し上げます。

○後藤委員長 では、その時点で具体的にお話しただけだと思います。よろしくお願いいたします。その他にありませんか。

○中島委員 留守家庭児童会についての質問も出ているようですが、6年生までが対象になってくると、敷地が狭く、空き教室もなく、今後苦慮されるのではないかとということが納得できません。少人数教室は授業のある時間帯は使われますが、放課後は使われない教室です。時間帯に応じて教室を使っていくということの検討はなされないのですか。

○杉山青少年教育課長 青少年教育課においても、教室数の増設は大きな課題であると考えております。使用頻度の少ない教室を専用教室としてお借りする取り組みをしてまいりましたが、専用で使うことが困難な状況になってきていますので、中島委員が仰った少人数教室や特別教室の併用についても今後検討していきたいと思っております。また、学校内での確保も難しい場合は、近隣の児童館、可能であれば公民館などの公共施設の利用を考えたいと思っておりますし、それでも無理であれば、専用のプレハブ建設を考えたいと思っております。

○中島委員 昨日、福祉部が設置している「子育て支援会議」に委員として出席した際、専用のプレハブ建設という話が出ていましたが、予算を考えたらかなりなものです。自治会の代表の方から出た「地域の歴史に関する部屋があると思うが、それを利用してはどうか」という意見に対し、「自治会の許可を取らなければいけないので大変である」と、出席しておられた青少年教育課の職員の方が回答されていましたが、「プレハブを建てるより大変ではない」とお叱りを受けていたようです。

○杉山青少年教育課長 いずれか一番合理的な方法で進めていきたいと考えております。

○中島委員 その時にいらっしゃった青少年教育課の職員の方をお願いしたのですが、学校内での留守家庭児童会は基本6時までで、試験的に7時までとなっていると思っておりますが、施錠を先生が行っているという問題があります。グレーゾーンの勤務時間ではないかと思っております。児童館では指導員の先生に鍵を預けており、休館の月曜日であっても、指導員の方が開けて留守家庭児童会を運営しています。また、児童館は5時半には終了しますが、指導員の方が終了時刻の6時に施錠されるということです。

○杉山青少年教育課長 施錠の管理につきましても、留守家庭児童会の指導員が行えるように対応していきたいと考えております。

○中島委員 よろしくお願ひします。

○後藤委員長 管理面についても工夫していただきたいと思ひます。ほか、よろしいでしょうか。続きまして、報告(2)、(3)についてお願ひします。

○石原図書館長 21ページをご覧ください。新図書館の開館に伴う現本館のサービス停止について報告いたします。来年の夏開館予定の「みんなの森ぎふメディアコスモス」内に設置される新図書館の開館準備に伴い、来年1月から本館での貸出等のサービスを一時停止し、1月4日から部分開館としたいと考えております。移転に伴い、本館から貸出中の約2万冊の図書を全て返却していただくことが必要となること、約15万冊の図書へのICタグの貼付作業に約2か月かかること、約20万冊の本館蔵書を箱詰めする作業に約1か月かかることが主な理由です。「みんなの森ぎふメディアコスモス」の現在の建築状況ですが、主体工事、電気工事含めて約70%完成しており、12月下旬に竣工予定、1月から3月までは備品の設置と外構工事を行い、4月から図書の開架等の開館準備をし、来年の夏に開館する予定です。資料に戻りまして、部分開館中のサービス内容につきまして、閲覧については1階の西側の会議室を使用いたします。予約図書の貸出し、図書の返却は同じく1階の西側の児童カウンターで行う予定です。全体スケジュールといたしまして、窓口業務、閲覧室・学習室の使用、イベントやおはなし会などは概ね12月に終了し、1月からは予約した図書が割り当てられていない方への貸出し、それから先ほど申しましたように、閲覧室の一部開放を行っていきたくと考えております。後は記載のとおりです。本館貸出停止の影響と対策ですが、今年1月から6月までの本館利用実績は延べ2万2千人、貸出図書数は約8万2千冊ですので、その程度の影響が見込まれます。対策といたしまして、分館・図書室を従来どおり開館いたします。蔵書数は約30万冊あります。特に分館は利用者数・貸出冊数共に本館の3倍となっておりますので、分館を中心に各図書室の機能を高めてサービスの低下を抑えてまいります。例えば、人気の高い図書については、複数本購入し分館や図書室に配架し、専門図書につきましては、岐阜県図書館との連携を強め、希望者に紹介する等様々な工夫をしていきたいと考えております。参考に他都市の事例が記載されております。その中でも、岡崎市は休館期間が3か月、貸出停止が5か月でありました。岐阜市は岡崎市の事例を参考に休館中の対応を検討しています。以上です。

○後藤委員長 続けて、報告(3)をお願ひします。

○黒田歴史博物館長 23ページをご覧ください。特別展「岐阜が生んだ 原三溪と日本美術一守り、支え、伝える」を10月10日から11月16日の会期で開催いたします。本年度唯一の特別展でございます。この展覧会の宣伝を、広報ぎふの9月1日号から10月15日号まで掲載

することになっており、「茶人」「古美術の収集家」「近代美術のパトロン」と言われる原三溪のことを知っていただいた上で、特別展にお越しいただくことを狙っています。11月1日号にも掲載していただけるよう、広報広聴課と打合せをいたしました。この展覧会に出展される主なものとしたしましては、お手元のチラシに記載の通りです。現在NHKにて放送中の大河ドラマ「黒田官兵衛」に登場する、豊臣秀吉の子である秀頼が、父・秀吉の神号である「豊国大明神」を記したものがご覧いただけます。そのほか、秀吉の妻であった淀君の和歌が書かれた扇子なども展示しますので、お時間がありましたらぜひお越しください。以上です。

○後藤委員長 報告(2)、(3)に関して、ご質問、ご意見はありませんか。

○足立委員 図書館についてお尋ねします。1月から新図書館のオープンまでは、図書の貸出は停止とのことでしたが、予約というのは12月の期限内に受け付けたものを貸し出すということでしょうか。

○石原図書館長 そのとおりです。12月までに予約をしていただきましたが、1月以降は割り当てられていない方に限って貸出しをするということです。

○足立委員 私も図書館をよく利用しますが、予約の場合ですと半年、長いと1年以上待たなければならないこともあります。

○石原図書館長 どうしても配本出来ない場合は、お待たせして大変申し訳ないのですが、開館後になることもあります。

○足立委員 予約の連絡だけはいただけるけれども開館後まで遅れるということですね。

○石原図書館長 そうです。

○足立委員 このように長期間かかるものなののでしょうか。民間企業であれば、半年休業するということはとても考えられないことです。現在の建物を壊して建て直すのではなく、別の場所で移転されるのですから、もう少し何とかならないものかと思います。蔵書数が多いことはわかりますが、図書館を常時利用している者としてはそう思います。また、ご高齢の方々は、別の図書館に振り替えるということはなかなか難しいので、こちらを利用することも多いでしょう。これ以上期間を短くするのは無理なののでしょうか。

○石原図書館長 他都市の事例を見ましても、概ね3か月から5か月の貸出停止期間を設け

ております。また、本市の場合はI Cタグを貼り付ける作業も含まれておりますので、どうしてもこの程度の時間をいただきたいと考えております。また、先ほどご説明いたしましたように、メディアコスモスの建築において外構工事や備品の設置に約3か月かかりますので、それも並行して行わなければならないため、5か月から6か月は必要であると考えています。

○後藤委員長 広報ぎふには、既に案内されていますか。

○石原図書館長 はい、掲載しております。

○足立委員 今後の貸出方式も今までと同様、オープンに出入り出来る形なのでしょうか。

○石原図書館長 もちろん新しい図書館もオープンではありますが、現在の本館のような貸出方式ではなく、分館で採用されているBDS方式と呼ばれる、ゲートを通して出入りするシステムとなります。

○足立委員 簡単に本を持ち出せないということですね。閲覧は自由ですか。

○石原図書館長 はい、閲覧できる席は910席あり、自由に閲覧出来ます。

○後藤委員長 ほか、よろしいでしょうか。出来る範囲で市民サービスを考えていただくということでお願いいたします。それでは、報告(4)をお願いします。

○川治学校審議監兼学校指導課長 4月から7月までの生徒指導上の問題行動について、報告いたします。

25ページをご覧ください。Iにあるように、全体の傾向といたしまして、問題行動数は減少傾向にあります。その詳細を○と▲で示しております。○は良い傾向、▲は課題と言ふべきものです。内容について説明いたします。「1.暴力行為の件数」は、中学校で9件、小学校で3件ありました。昨年度と比較しますと、小学校では、生徒間暴力は0であったのに対して、今年度は3件発生しています。その内容については●で示されているとおりです。

「2.警察に補導を受けた人数」については、特に喫煙が昨年度と比較して67件増えております。同じ子どもが複数回補導されている傾向があること、学校と警察の連携が良くなり、警察がすぐに対応する体制が出来たことで、補導人数が増加したと考えられます。

26ページの5行目をご覧ください。学校へ登校するが、授業には参加できず、保健室や特別教室で過ごす、校内を徘徊する傾向にある生徒が70人おります。各学校が対応に苦慮しながら指導を行っている状態です。また、携帯電話やスマホを使ったネット上での問題が

増えており、現実的な問題として緊急に対応していかなければなりません。ここには記載されていませんが、小学生のうち、携帯・スマホを持っている割合は全体の31%です。中学生は40.2%と、思ったほど持っている割合は多くありませんでしたが、異性との出会いやいじめの道具として使用されている状況があり、特に注意を要します。

「3.いじめの認知件数」につきましては、小・中学校共に昨年度と比べてかなり減少しています。これも記載はありませんが、昨年度1年間で岐阜市の小・中学校におけるいじめの認知件数は、小学校で363件、中学校で237件の計600件でした。今年度は4月から7月までで小学校は110件、中学校は123件、計233件となっております。内容につきましては、多くは冷やかし、からかい、悪口等ですが、それを受けた子どもがいじめと感じれば、それはいじめであると考え、件数として挙げました。

27ページをご覧ください。いじめへの対応として今年度から、3行目に記載されているように、全ての学校において、学校ごとにその実態に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。その内容をホームページ上で公開、又はPTA総会等で説明して保護者の理解を得ております。更には、各学校が組織的に対応するために、「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置し、未然防止のために定期的に話し合う、事案が発生した場合はこの会議を開き迅速に対応するという仕組みを作りました。

「4.不登校児童生徒数の状況」につきまして、今年度はやや増加傾向にあります。不登校の定義は、年間30日以上欠席であります。ここに記載されている数は、4月から7月の間に30日以上欠席をした児童・生徒数であります。

「5.その他」ですが、(1)痴漢行為等は減少しております。28ページをご覧ください。(2)虐待に関する状況です。私は今年度、岐阜県から岐阜市に赴任してまいりましたが、岐阜市は虐待件数が多いと感じます。4月から7月までで、既に27人の報告を受けました。母親が父親からDV被害を受けているものも含まれています。27件全てについて、学校指導課で報告を受けますと、子ども・若者総合支援センター又は中央子ども相談センターへ通告し、すぐに対応していただきます。母親の場合は、女性相談センターも含めてすぐに身柄を確保し、父親から隔離するといった対応をしております。

最後に、「Ⅱ.今後の指導の方向」として、当たり前のことですが、積極的生徒指導の推進と問題行動への組織的な対応という2つのことを全ての学校において進めていけるよう、色々な場で指導してまいりたいと考えております。

どんな問題も学校だけで抱え込まないということを基本方針としております。先ほど申し上げました中央子ども相談センターや子ども・若者総合支援センター、警察等と連絡を密にし、関係機関と連携を図った対応を行ってまいりたいと思っております。

29ページのカラー印刷の棒グラフをご覧ください。平成21年度から26年度までの問題行動の発生件数の状況です。昨年度までについては1年間、平成26年度は今のところ岐阜市教育委員会に報告が上がっている4月から7月までの件数となっております。傾向といたしましては、減少傾向にあると言えます。下の不登校といじめの2つの件数に関しましては、き

ちんと調査しておりますので、信ぴょう性は高いものであります。他の5つのグラフに関しましては、現在のところ電話等で報告のあった件数のみですので、調査出来ましたら、正確な件数を挙げたいと考えております。以上です。

○**後藤委員長** 只今の報告に関して、ご質問、ご意見等ありませんか。

○**小野木委員** 実績が4月から7月と4月から8月とで混在しているように思いますが、ということなのでしょう。本来なら、夏休み期間の8月に問題行動が発生しやすいと思いますから、全てを8月末までとした方が良かったのではないのでしょうか。そうでないと傾向がつかめないと思います。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 仰るとおりです。8月の夏休み期間中の件数を把握していると良いのですが、岐阜県教育委員会が、1学期中と期間を決めて県全体の調査をするため、4月から7月となっているのです。

○**小野木委員** ニーズを把握する点から言うと、8月末まで含めた方が良いと思います。

○**後藤委員長** そのほかよろしいでしょうか。

○**中島委員** 喫煙の補導についてですが、現在は喫煙自体難しいと思います。未成年は購入出来ないはずですが、保護者が与えたり、売る側のコンビニエンスストアが年齢確認せずに売ってしまうということが要因であると思いますが、煙草を手にする過程を見極めて指導しないといけないと思います。保護者が与えているのであれば、保護者も指導する必要があります。同じ子どもが繰り返しているということは、家庭の問題でもあると思いますので。それから、男女比についても載せていただきたいと思います。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 喫煙は圧倒的に男子です。

○**中島委員** 深夜徘徊はどうですか。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 正確には把握しておりませんが、電話報告などを受けていると、女子もいるにはいますが、やや男子が多いかと思います。

○**中島委員** 男子と女子では、徘徊している問題の意味が違ってきますので。

○**後藤委員長** 以前よりも女子の割合が増えているように思います。

○**中島委員** 地域や警察との連携が強化されているのは良いことであると思います。それから、携帯・スマホと学力の関係についてお話いただきましたが、今は購入するとなるとほとんどがスマホであると思いますので、学校ではスマホやネットに関する勉強会などが行われていると思います。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 今は全ての学校で行っています。

○**中島委員** そうだと思いますが、去年聞いた内容と今年聞く内容は異なると思います。保護者にも一緒に聞いてもらって、その怖さを理解した上で子どもに持たせなくてはいけないと思います。これからの世の中において、持たせないことは難しいですので、PTAにもご協力いただいて、子どもと一緒に受講していただきたいと思います。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 夏休みに入る前の7月末に、PTA連合会から申し出がありました。保護者は子どもに21時以降に携帯・スマホを持たせない方向に持っていかうというものでした。全ての学校のPTA会長が集まる会で話し合い、文書で全家庭に配るということで、保護者の講習会をPTA主催で行いたいとの話も出てきています。市教委もそれを受けて、教育研究所でその体制を整えており、職員を派遣してPTAの会で講義を行うという仕組みが出来てきています。

○**後藤委員長** 携帯・スマホ、いじめといった問題がクローズアップされています。10年ほど前であれば不登校が大きな問題であったと思います。その不登校はわずかながら増えているということです。数自体も問題ですが、その背景・要因・状況を分析する必要があります。未然防止・早期発見に努めておられるとは思いますが、現在そのような状況に陥っている子の要因をきちんと分析して考えていく必要があると思います。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 不登校の問題が出てくる時は、その原因も併せて報告してもらっています。人間関係も大きな要因となっています。不登校の場合、各学校においてケース対応を行っています。この子にはどのような指導をしたら学校に足が向かうか、保健室などにいる子が教室に戻るためにはどうしたらいいか、一人一人の状況に対応していく機能を高めていき、多面的に取り組む必要があると思います。

○**小野木委員** 喫煙についてですが、この中に危険ドラッグは含まれていますか。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 含まれていません。

○**小野木委員** 0ということですか。それは煙草のみということであるのか、分からないのかどちらなのでしょう。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 危険ドラッグの報告はありません。

○**小野木委員** そこまでまだ広がっていないということですね。

○**川治学校審議監兼学校指導課長** 危険であるという捉え方をしていきます。

○**後藤委員長** そのほかよろしいでしょうか。では、日程第5の議事にまいります。第53号議案について説明をお願いします。

○**真野教育政策課主任** 教育政策課です。「岐阜市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。別冊2をご覧ください。2ページの付議案件の概要で説明をします。改正のポイントについては、これまで11月1日に表彰することを規則に規定していましたが、今年度は平日に実施いたしますので、表彰の時期を11月としました。その他、用語の整理の改正をしたいと考えています。以上です。

○**後藤委員長** 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。ないようですので、採決に移ります。第53号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(「異議なし」との声あり)

○**後藤委員長** ご異議ないようですので、原案のとおり決することとします。続きまして、第54号議案について、説明をお願いします。

○**小栗学校保健課長** 学校保健課です。31ページをご覧ください。「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置規則を廃止する規則の制定について」です。現在、学校医の任免の期間は2年ですが、任期途中で辞められた場合、後任の方の任期について規定がありません。岐阜市でなく個別の勤務条件については要綱で規定することとしており、今回、新たに勤務条件を網羅した要綱を制定し、規則を廃止するというものです。

○**後藤委員長** 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。ないようですので、採決に移ります。第54号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 ご異議ないようですので、原案のとおり決することとします。続きまして、第55号議案について、説明をお願いします。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 33ページをご覧ください。「岐阜市立小学校及び中学校通学区域の変更に係る諮問について」です。「岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例」の規定により、同審議会に別紙のとおり諮問することについてお諮りするものです。

内容について、34ページをご覧ください。41ページの地図も併せてご覧ください。加納東自治会連合会の中の中洲町自治会長から、通学区域の変更の要望書が提出されました。41ページの地図の青で囲まれた「大倉町」の部分についてです。中洲町自治会は、中洲町と大倉町で構成されています。そして、この地区は、内規地区と言って、原則として厚見小学校に通いますが、内規の規定により、申し立てを行うことにより加納小学校に行くことができる地区です。中洲町については、平成22年度に、加納小学校、加納中学校区の通学区域に変更されました。大倉町は、中洲町とともに1つの自治会を構成していること、中洲町自治会はすでに加納小学校区の自治会に入っていることから、大倉町も、内規地区から加納小学校及び加納中学校の通学区域に変更したい旨の要望書が提出されましたので、審議会に諮問するというものです。

○後藤委員長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

○足立委員 緑のラインの内規地区には、ほかに矢倉町と八島町がありますが、大倉町と同様の要望が出てくる可能性が高いですか。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 岐阜市内でも、内規地区は、非常に数が少なくなっており、全員の署名をいただければ、通学区域を明確に定めることができます。できるだけ、このような方向で進めてまいりたいと思っています。

○後藤委員長 通学区域については、選ぶ余地があるということですね。ほかにご意見等ありませんか。ないようですので、採決に移ります。第55号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 ご異議ないようですので、原案のとおり決することとします。

続きまして、秘密会に移る前に、次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、10月22日、水曜日、午後2時から歴史博物館の講座室で行います。皆様、よろしくをお願いします。

では、続いて秘密会形式で審議をいたします。

(削除)

以上をもちまして、本日の議事は全て終了し、教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時30分閉議閉会